

令和 7 年度 砂浜等清掃業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

路線名等 大蔵海岸～西岡海岸

履行場所 明石市大蔵海岸通1丁目～魚住町西岡地先

工 種

委 託 費				概 要
基準適用日 06/12/01	実 施 (前回変更)	今 回 変 更		
設 計 額 (内消費税額)	 (含まない)	- -	- -	
委 託 額 (内消費税額)	- -	- -	- -	
執行方法	委託	日数 または 期限	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	
(起工理由) 大蔵海岸から西島海岸に至る海浜地において、周辺の生活環境を保全するとともに、市民が快適に憩える海岸環境を維持するため、海浜地の清掃業務を委託するものです。				砂浜等清掃……1式 支払区分 前金払 無 部分払 無 全額完了払(ただし、月払いとする。)

総括情報表

単価適用年月日	0-06. 12. 01 (0)		
	今 回		前 回
工種区分 (公共) 施工地域区分 週休 2 日補正	03 海岸 36 市街地 (DID補正) (1) - 3 05 対象外		

砂浜等清掃

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

頁0-0004/0030

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
砂浜等清掃					
砂浜清掃 ビーチクリーナー（自走式） 標準	1	日			施工 第0-0001号内訳表
砂浜清掃 ビーチクリーナー（自走式） 夜間・早朝	1	時間			施工 第0-0003号内訳表
砂浜清掃 人力による廃棄物収集	1	m2			施工 第0-0005号内訳表
突堤等清掃 人力による廃棄物収集	1	m2			施工 第0-0006号内訳表
廃棄物積込運搬(ダンプトラック1台) 標準	1	業務			施工 第0-0007号内訳表
廃棄物積込運搬(ダンプトラック2台) 標準	1	業務			施工 第0-0009号内訳表
廃棄物積込運搬(ダンプトラック1台) 休日	1	業務			施工 第0-0010号内訳表
廃棄物積込運搬(ダンプトラック2台) 休日	1	業務			施工 第0-0012号内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
人力による廃棄物積込 コンテナへの投入	1	箇所			施工 第0-0013号内訳表
人力によるごみ分別作業	1	時間/人			施工 第0-0014号内訳表
排水管清掃車	1	時間			施工 第0-0015号内訳表
強力吸引車	1	時間			施工 第0-0016号内訳表
ホイールローダ運転	1	時間			施工 第0-0017号内訳表
不整地運搬車運転 クローラ型 油圧ダンプ式 2.0t	1	日			施工 第0-0018号内訳表
振動ローラ運転 コンバインド式 重量 3～5t 普通型	1	日			施工 第0-0019号内訳表
交通整理業務 8h～17h	1	人/日			施工 第0-0020号内訳表
パッカー車運転 標準	1	業務			施工 第0-0021号内訳表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0007/0030

〔規格 1〕ビーチクリーナー（自走式）

[規格 2]

〔摘要〕標準

1	目	当り
---	---	----

[illegible]

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0008/0030

[規格 1] 自走式

[規格 2]

[摘要]

1 日 当り

[illegible]

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0009/0030

〔規格 1〕ビーチクリーナー（自走式）

[規格 2]

〔摘要〕夜間・早朝

時間	当り
----	----

[illegible]

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0010/0030

[規格 1] 自走式

〔規格 2〕夜間・早朝

[摘要]

時間	当り
----	----

[illegible]

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0011/0030

〔規格 1〕人力による廃棄物収集

[規格 2]

[摘要]

m2

当り

[illegible]

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0012/0030

〔規格 1〕人力による廃棄物収集

[規格 2]

[摘要]

当り

[illegible]

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0013/0030

廃棄物積込運搬(ダンプトラック1台)

[規格 2]

[摘要]

業務	当り
----	----

[illegible]

施工 第0-0008号内訳表

頁0-0014/0030

〔規格 1〕

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0009号内訳表

頁0-0015/0030

[規格 1] 標準

[規格 2]

[摘要]

業務	当り
----	----

[illegible]

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0016/0030

[規格 1] 休日

[規格 2]

[摘要]

業務

当り

[illegible]

施工 第0-0011号内訳表

頁0-0017/0030

〔規格 1〕

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0012号内訳表

頁0-0018/0030

〔規格 1〕休日

[規格 2]

[摘要]

業務 当り

[illegible]

施工 第0-0013号内訳表

人力による廃棄物積込

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0014号内訳表

頁0-0020/0030

〔規格 1〕

[規格 2]

[摘要]

時間/人 当り

[illegible]

施工 第0-0015号内訳表

頁0-0021/0030

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0016号内訳表

強力吸引車

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0017号内訳表

頁0-0023/0030

〔規格 1〕

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0018号内訳表

頁0-0024/0030

〔規格 1〕クロー型 油圧ダンプ°式 2.0t

[規格 2]

[摘要]

1 日 当り

[illegible]

施工 第0-0019号内訳表

頁0-0025/0030

[規格1]コンバインド式 重量 3～5t

[規格 2] 普通型

[摘要]

1	目	当り
---	---	----

[illegible]

施工 第0-0020号内訳表

頁0-0026/0030

〔規格 1〕8h～17h

[規格 2]

[摘要]

人/日 当り

[illegible]

施工 第0-0021号内訳表

頁0-0027/0030

[規格 1] 標準

[規格 2]

[摘要]

業務

当り

[illegible]

頁0-0028/0030

当り

[illegible]

施工 第0-0024号内訳表

頁0-0029/0030

〔規格 1〕休日

[規格 2]

[摘要]

時間 当り

[illegible]

施工 第0-0025号内訳表

バックホウ運転

当り

[illegible]

砂浜等清掃業務委託 仕様書

1 業務委託実施箇所

- (1) 大蔵海岸～西島海岸の砂浜等海浜地
- (2) その他指示する関連施設

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、契約締結日から令和7年3月31日までの間は準備期間とし、この間においては、委託料は一切発生しないものとする。

3 主な業務内容

●コンテナごみ収集・運搬

別添位置図に設置しているコンテナ及び消し炭捨て場内のごみ等を収集・運搬する（工種『廃棄物積込運搬』）。コンテナ周辺に散乱するごみについては、人力でコンテナへ投入後、上記工種により、収集・運搬を行う（工種『人力による廃棄物積込 ゴミコンテナへの投入』）。

収集したごみは、明石クリーンセンターへ搬入すること。明石クリーンセンターへの搬入にあたっては、可燃ごみ、不燃ごみの分別が必要であるため、市が指定する場所において分別を行うこと（工種『人力によるごみ分別作業』）。

実施頻度及び実施日時等については、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

●砂浜清掃

ビーチクリーナー及び不整地運搬車を用いて、別添位置図の砂浜の清掃を行う（工種『砂浜清掃（ビーチクリーナー）』、『不整地運搬車運転』）。

ビーチクリーナーの搬入が困難な箇所については、人力によりごみ等の収集を行う（工種『砂浜清掃 人力による廃棄物収集』）。

1日当たり 24,000 m²以上の作業が実施できるように資機材を準備すること。

また汀線に漂着した海藻及び水際を漂う海藻等は、十分な水切りを行った後、明石クリーンセンターに搬入し、可燃物として処分すること。

実施頻度及び実施日時等については、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

※ビーチクリーナーについて

自走式とする。牽引式は、砂浜のぬかるみ等に車体が埋まり走行できなくなるため、使用不可とする。

砂浜（平地部、斜面部）、波打ち際など、やわらかい地面でも適切に清掃が実施できること、安全に搬入搬出できることなど現場状況等を十分考慮して、機種を選定すること。

また、選定前には、市担当者と協議し、その指示に従うこと。

●その他業務

市担当者の指示に従い、その他業務を実施すること。

4 有資格者の配置について

業務の実施にあたっては、以下の資格を有するものを配置すること。

また、各業務の開始時までには、資格を証する書面の写しを市担当課へ提出すること。

- ・小型移動式クレーン運転技能講習終了証
- ・玉掛け技能講習終了証
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習終了証
- ・不整地運搬車運転技能講習終了証
- ・締固め用機械特別教育終了証

5 夏季の業務について

- (1) 7月～9月上旬のコンテナごみ収集・運搬業務の作業目安としては、概ね週2回の頻度で実施すること。また週2回の内1回は月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）午前中に実施すること。

実施にあたっては、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

- (2) 海水浴シーズン中の砂浜清掃については、海水浴場開設者及び浜茶屋経営者と十分な連絡、調整を行うこと。

また、作業実施にあたっては、海水浴客、海岸利用者及び周辺を通行する利用者の迷惑や危険とならぬよう最善の注意を払うこと。

実施にあたっては、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

- (3) 海水浴場開設期間中の砂浜清掃については、台風通過後に速やかに作業を実施すること。

実施にあたっては、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

6 清掃機械等搬入について

清掃機械等を現場に搬入するにあたり、本市にて設置したゲート（林崎、江井島）、バリカー（林崎）の開放が必要である場合は、市担当者に連絡すること。

7 明石クリーンセンターへの搬入、処分について

- (1) 収集したごみは、可燃ごみ・不燃ごみに分けて明石クリーンセンターに搬入し、処分すること。

また、収集したごみの運搬時は、過積載による違法運行を防止するとともに、適切な管理によりごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。

- (2) 明石クリーンセンターでのごみの処分は、「ごみ搬入カード」を使用すること。

- (3) 「ごみ搬入カード」については、上記の準備期間内に市担当者まで届け出し、搬入車両3台分の発行を受けること。なお、届け出に必要な書類等については市担当者の指示に従うこと。

- (4) 搬入ごみの量については、明石クリーンセンター発行の検量書を添付し報告すること。

- (5) 明石クリーンセンター内の作業については、ごみの飛散等が発生しないよう配慮すること。

- (6) 明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等については、市担当者と協議し、その指示に従うこと。

8 収集ごみ処分費について

- (1) 明石クリーンセンターでのごみ処分費は、別途実績に応じて支払うものとする。

- (2) 当業務により発生した、明石クリーンセンターへの搬入・処分が困難なごみ等について、市担当課と協議の結果、産業廃棄物処分場等で処分する場合は、処分に係る実費用を支払うものとする。

(3) ごみ処分費納付状況確認のため、納付領収書の写しを市担当課へ提出すること。

9 作業車の明示

(1) 作業中及びごみ運搬・搬入時には、業務関係車であることが認識できるよう、下記内容を記した標章（A4サイズ）を車両の前面に掲示すること。

明石市都市局道路安全室 海岸・治水課 業務関係車 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日 受託業者名：〇〇〇〇
--

(2) サイクリングロード等の自転車および歩行者専用道路を車両で通行する際には、あらかじめ明石警察署等で通行許可申請を行い、その許可を受けること。

10 再委託等について

本業務受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の主たる部分は、以下のとおりとする。

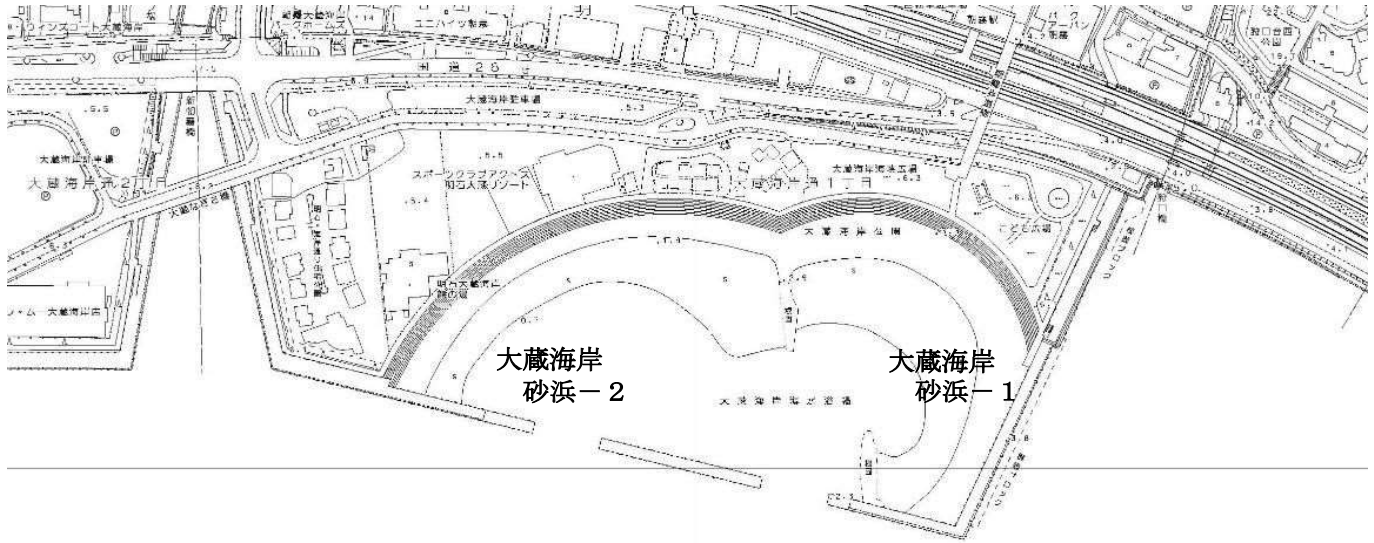
- ・廃棄物積込運搬 ダンプトラック 1 台（標準）
- ・廃棄物積込運搬 ダンプトラック 2 台（標準）
- ・廃棄物積込運搬 ダンプトラック 1 台（休日）
- ・廃棄物積込運搬 ダンプトラック 2 台（休日）
- ・排水管清掃車

11 特記事項

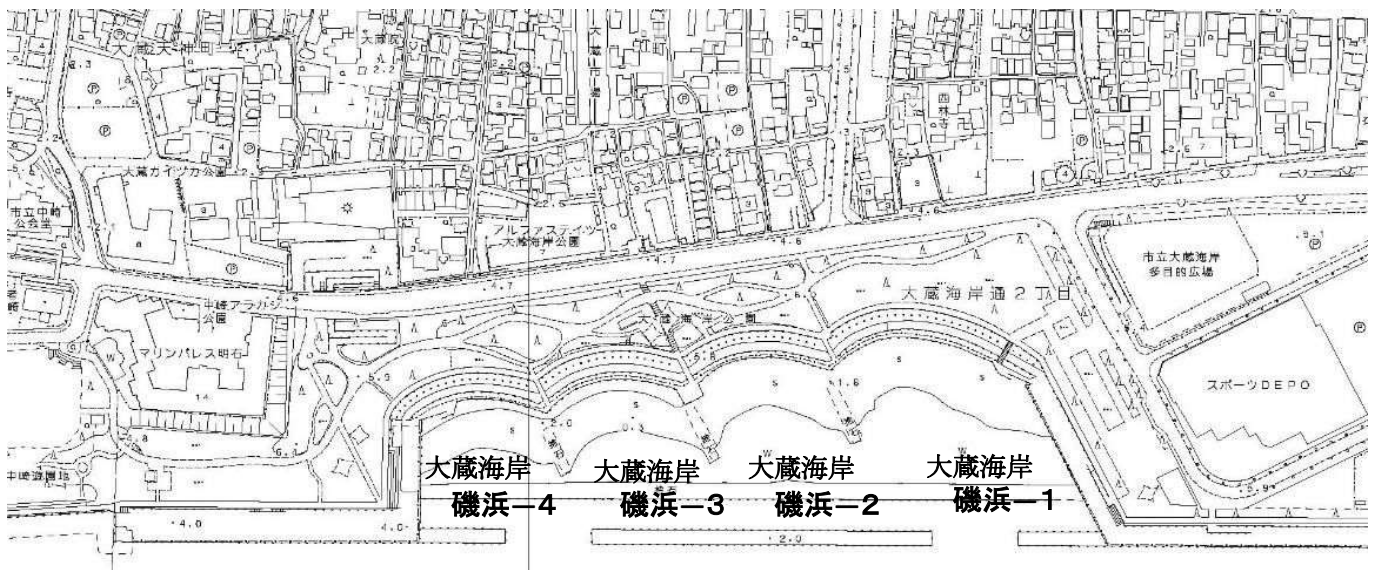
- (1) 各項目の契約単価は、落札者の入札金額を「各項目における設計単価が、設計単価合計に占める割合」に応じて比例按分し、決定する。
- (2) 単価が 1 日単位の工種については、実働時間を目安に半日（0.5 日）単位で行うものとし、作業時間が証明できるものを報告書に添付するものとする。
- (3) 単価が単位時間当たりのものについては、作業時間が証明できるものを報告書に添付するものとする。
- (4) 工種『廃棄物積込運搬』、『パッカー車運転』、『バックホウ運転』の実施については、事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) ゴールデンウィーク期間中のコンテナごみ収集・運搬業務は、4 月 28 日、4 月 30 日、5 月 2 日、5 月 5 日、5 月 7 日、5 月 9 日、5 月 12 日を基本とすること。なお 5 月 5 日については休日作業の単価で実施する。天候等による日程調整がある場合は事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (7) お盆期間中のコンテナごみ収集・運搬業務は、8 月 8 日、8 月 10 日、8 月 12 日、8 月 14 日、8 月 16 日、8 月 18 日を基本とすること。なお 8 月 10 日、8 月 14 日、8 月 16 日については休日作業の単価で実施する。天候等による日程調整がある場合は事前に市担当者と協議し、その指示に従うこと。

- (8) 閑散期(11月～3月)のコンテナごみ収集・運搬業務は隔週で実施する。事前に市担当者と協議しその指示に従うこと。
- (9) 質量20t未満の建設機械(ビーチクリーナー、不整地運搬車、振動ローラ、バックホウ)の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)にかかる費用は諸経費に含まれている。
- (10) 砂浜清掃(ビーチクリーナー)実施時、通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えて勤務する場合は時間外割増しの対象とする。事前に市担当者と協議しその指示に従うこと。

位置図 No. 1



①

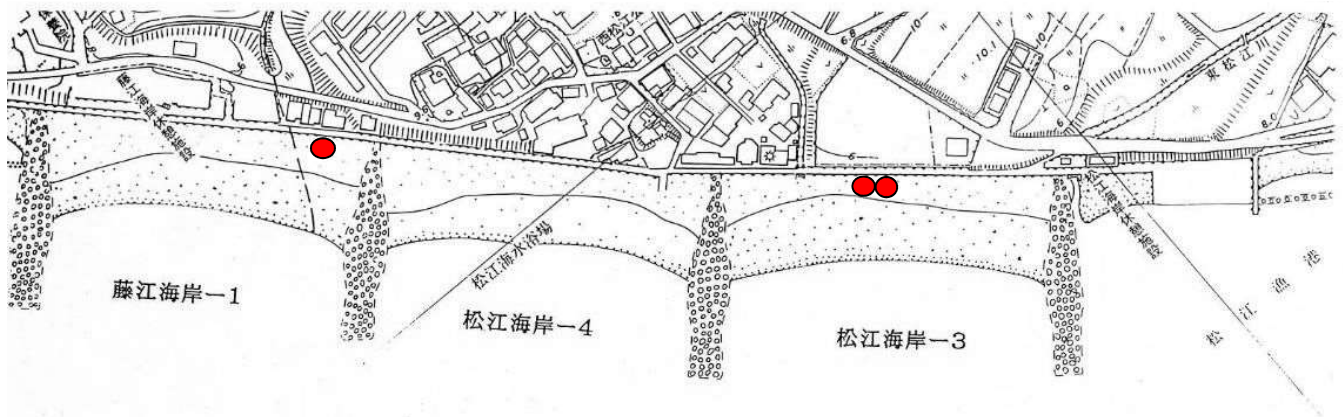


②

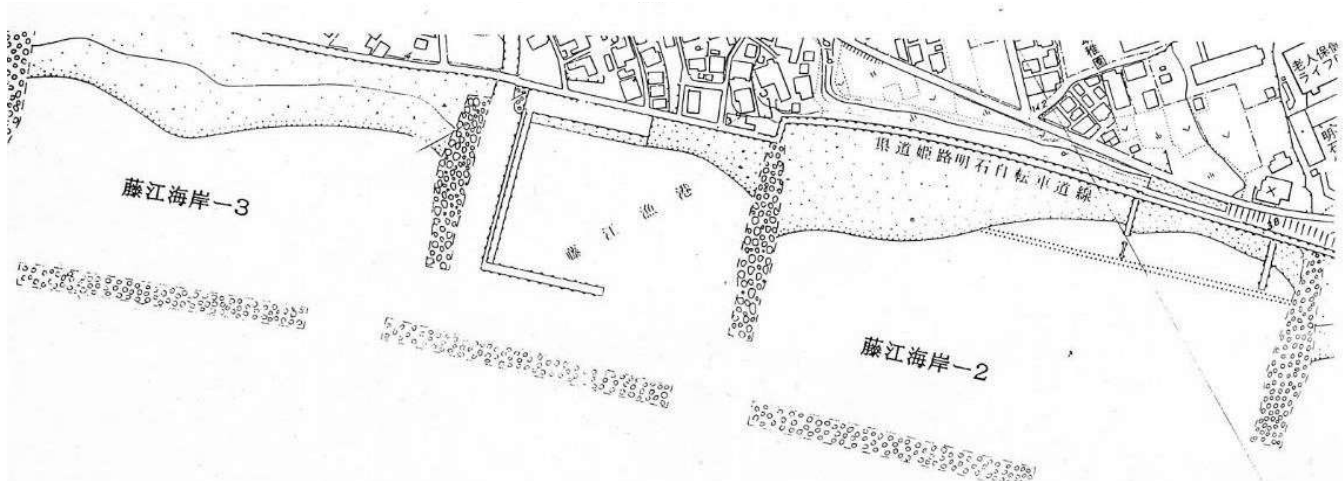
位置図 No. 2



③



④



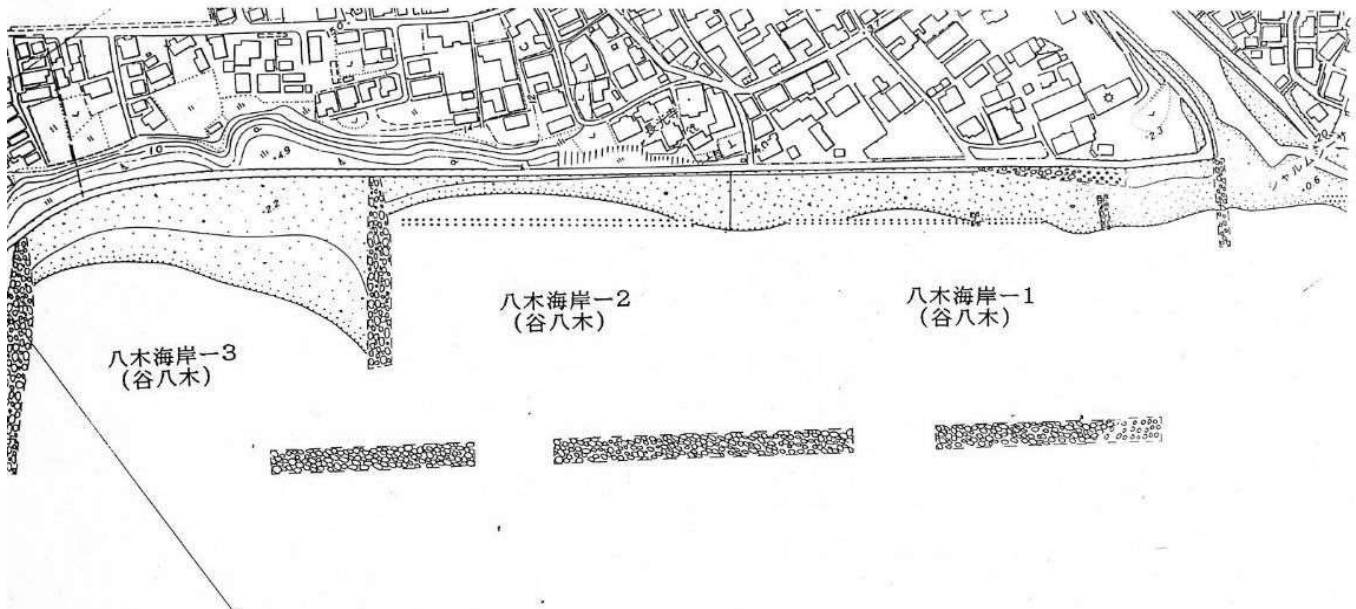
⑤

凡 例	
●	コンテナ設置箇所
●	消し炭捨て場設置箇所

位置図 No. 3



⑥



⑦



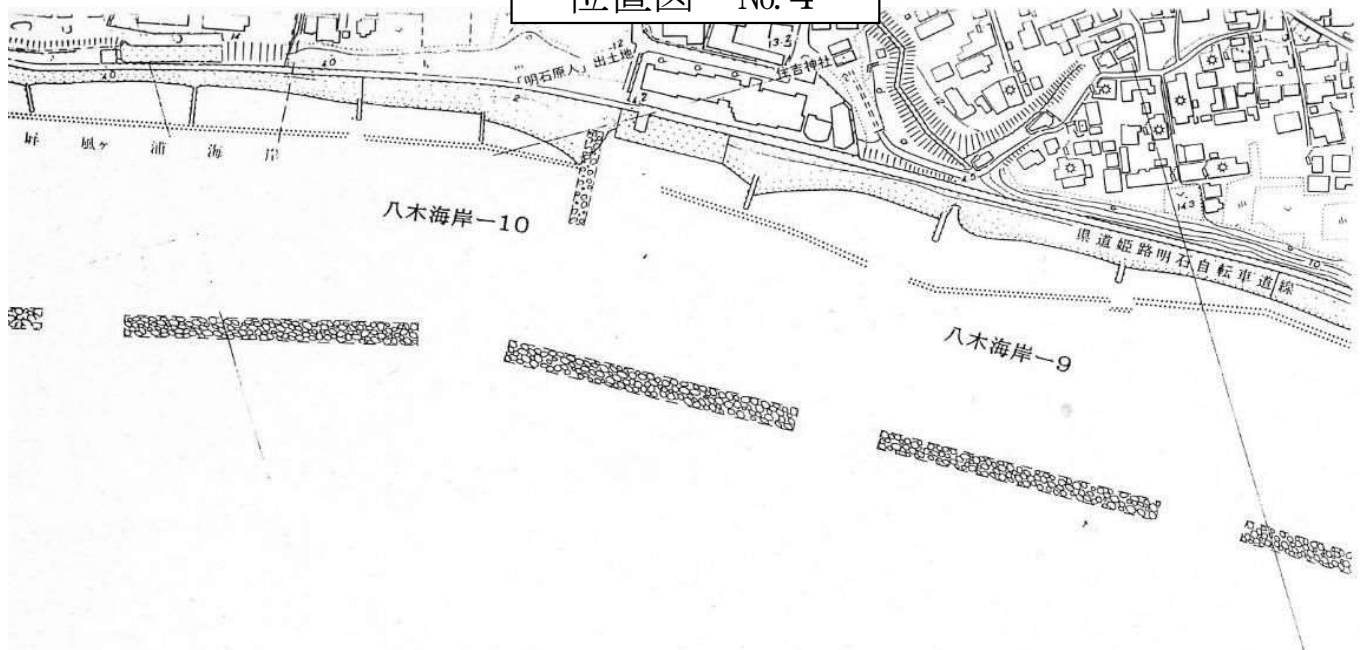
⑧

凡 例

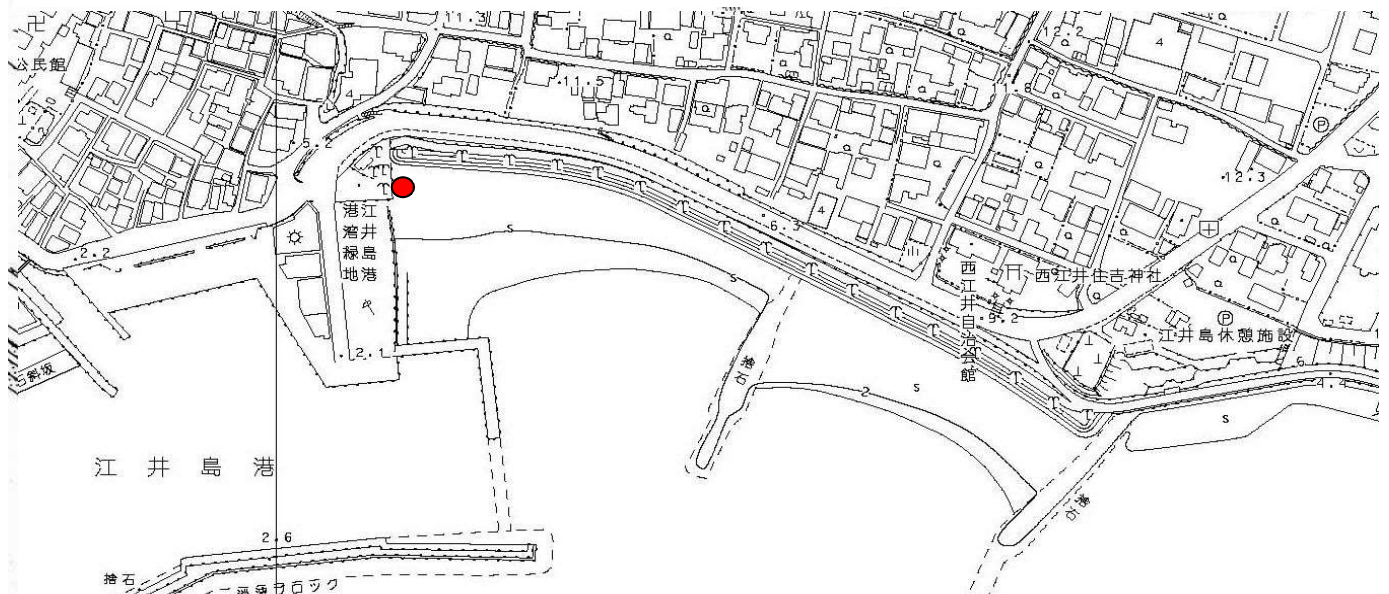


コンテナ設置箇所

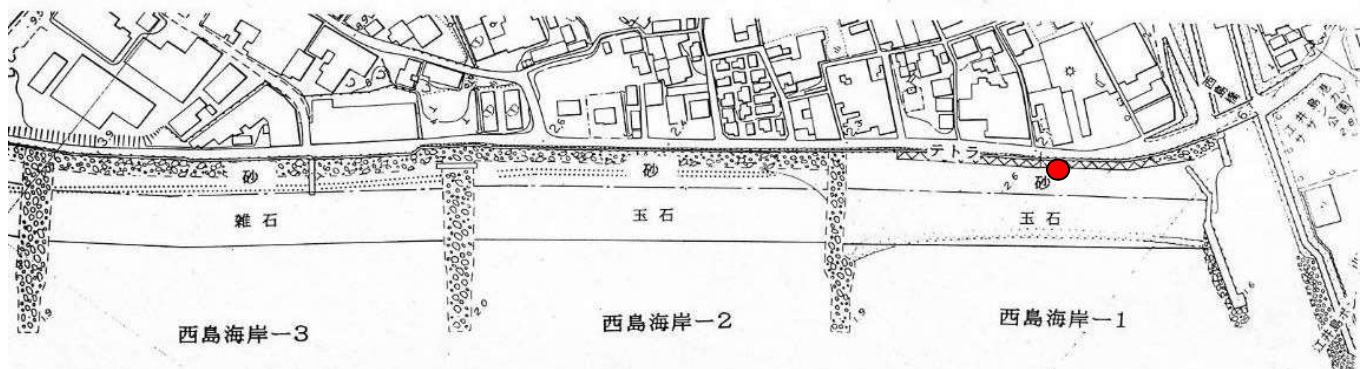
位置図 No. 4



⑨



⑩



⑪

凡 例	
●	コンテナ設置箇所